

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
小松島市	坂野地区(大野・田北東・田北町内・刈屋・大塚・目佐・大林・坂野中村・北島・坂野赤石)	令和3年3月16日	令和3年3月16日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	440.12 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	257.43 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	52.49 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	20.43 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.23 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	102.94 ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

75才以上で後継者未定および不明の農業者の耕作面積よりも、今後中心経営体が引き受けきる意向のある耕作面積の方が多いが、大規模営農者に依存しているためリスクの分散が必要である。また、中心経営体の高齢化が進んでいるため、新たな担い手の育成が必要である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

大野集落の農地利用は、中心経営体である集落営農組織や認定農業者18経営体と認定新規就農者2経営体及び基本構想水準到達者7経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

田北東集落の農地利用は、中心経営体である集落営農組織や認定農業者12経営体と認定新規就農者2経営体及び基本構想水準到達者4経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

田北町内集落の農地利用は、中心経営体である集落営農組織や認定農業者11経営体と認定新規就農者1経営体及び基本構想水準到達者3経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

刈屋集落の農地利用は、中心経営体である集落営農組織や認定農業者14経営体と認定新規就農者2経営体及び基本構想水準到達者3経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

大場集落の農地利用は、中心経営体である集落営農組織や認定農業者9経営体と基本構想水準到達者2経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

目佐集落の農地利用は、中心経営体である集落営農組織や認定農業者7経営体と基本構想水準到達者1経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

大林集落の農地利用は、中心経営体である集落営農組織や認定農業者24経営体と認定新規就農者1経営体及び基本構想水準到達者6経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

坂野中村集落の農地利用は、中心経営体である集落営農組織や認定農業者10経営体と基本構想水準到達者3経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

北島集落の農地利用は、中心経営体である集落営農組織や認定農業者10経営体と認定新規就農者1経営体及び基本構想水準到達者2経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

坂野赤石集落の農地利用は、中心経営体である集落営農組織や認定農業者6経営体と基本構想水準到達者3経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。